

# 当初申告において申告書Aを使用した方の修正申告書の記載例

給与所得について年末調整を受けた方で、当初申告において申告書Aを使って医療費控除の申告をした後に配偶者の所得金額に異動があることが判明した場合

修正申告をする場合は、「修正」と記入します。

**手順1**  
5ページ参照

青色申告者は、青色の文字を○で囲みます。

**手順2**  
6ページ参照

**手順3**  
12ページ参照

00 税務署長 平成 28 年分の 所得税及び復興特別所得税の修正申告書B		FA0122
住所 △△市△△町△△-△△-△△	個人番号 XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX	マイナンバー (個人番号) を記入する必要があります。
フリガナ コクセイ タロウ	氏名 国税 太郎	明治「1」、大正「2」 昭和「3」、平成「4」
性別 男	年齢 34	
職業 会社員	勤務先 国税太郎	
生年月日 3/48/11/16	電話番号 XX-XXXX-XXXX	

  

収入金額等		所得金額		所得から差し引かれる金額		税		計算		その他	
事業業等	7140000	事業業等	1	医療費控除	243000	課税される所得金額	2679000	所得税	170400	青色申告特別控除額	51
不動産		不動産	2	社会保険料控除	1057197	所得税及び復興特別所得税の申告納税額	170400	所得税の申告納税額	170400	所得税の申告納税額	52
配当		配当	3	生命保険料控除	105000	所得税及び復興特別所得税の申告納税額	170400	所得税の申告納税額	170400	所得税の申告納税額	53
給与	5226000	給与	4	地震保険料控除	21000	所得税及び復興特別所得税の申告納税額	170400	所得税の申告納税額	170400	所得税の申告納税額	54
雑		雑	5	寄附金控除		所得税及び復興特別所得税の申告納税額	170400	所得税の申告納税額	170400	所得税の申告納税額	55
合計	5226000	合計	9	寡婦・寡夫控除	0000	所得税及び復興特別所得税の申告納税額	170400	所得税の申告納税額	170400	所得税の申告納税額	56
				勤労学生・障害者控除	0000	所得税及び復興特別所得税の申告納税額	170400	所得税の申告納税額	170400	所得税の申告納税額	57
				配偶者特別控除	110000	所得税及び復興特別所得税の申告納税額	170400	所得税の申告納税額	170400	所得税の申告納税額	58
				扶養控除	630000	所得税及び復興特別所得税の申告納税額	170400	所得税の申告納税額	170400	所得税の申告納税額	59
				基礎控除	380000	所得税及び復興特別所得税の申告納税額	170400	所得税の申告納税額	170400	所得税の申告納税額	60
				合計	2546197	所得税及び復興特別所得税の申告納税額	170400	所得税の申告納税額	170400	所得税の申告納税額	61

申告書第五表 (修正申告用・別表) を併せて使用するため、修正の文字を○で囲みます。

**手順4**  
21ページ参照

○黒字の場合…  
100円未満の端数を切り捨てた金額(黒字の金額が100円未満の場合は「0」)を記入します。

○赤字の場合…  
金額の頭に「△」又は「-」をつけてそのままの金額を記入します。

**手順5**  
25ページ参照

該当する事項がある方のみ記入します。

- ◎ 申告書は複写式になっています。申告書第一表と第二表を折りたたんだまま記入せず、広げるか、中央のミシン線で切り離してから記入します。
- ◎ 申告書は、黒いインクのボールペンで、強く記入します。  
※ この記載例では、記入した部分を便宜上青色で表示しています。
- ◎ 申告書の該当する箇所は必ず記入します。
- ◎ 2枚目は複写式の控えになっていますが、取り外して使用しても差し支えありません。申告書を提出するときは、2枚目は取り外してください。
- ◎ この記載例では、「平成28年分 所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用」の該当ページを示しています。詳細については、「平成28年分 所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用」を参照してください。
- マス目に数字を記入する場合は、記入例①にならって、マス目の中に丁寧に記入してください。
- 1億円以上の金額がある場合は、記入例②にならって記入してください。
- 訂正する場合は、記入例③にならって、訂正する文字を二重線で抹消し、上の欄などの余白に適宜記入してください。

記入例①

縦線1本 すきまをあける 上に突き抜ける 角をつくる 閉じる

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

記入例②

1 2 3 4 5 6 7 8 9 0

記入例③

80000  
~~70000~~

修正申告書の記載について

◎ 修正申告書の作成に当たっては、修正前の課税額を申告書第五表（修正申告用・別表）に、修正申告額を申告書B第一表に記入します（当初申告において、申告書Aを使用している場合であっても、修正申告書は申告書Bを使用します。）。

また、分離課税の所得がある場合には、併せて申告書第三表（分離課税用）を、前年以前からの繰越損失を本年分の所得から差し引くと赤字になる場合又は平成28年分の所得が赤字になる場合には、申告書第四表（損失申告用）を併せて使用します。

◎ 詳細については、「平成28年分 所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用」及び申告書第五表（修正申告用・別表）控用裏面の「書き方とご注意」を参照してください。

(修正申告により異動する事項)	修正前	修正後
配偶者の所得金額	120,000円	650,000円

平成 **28** 年分の 所得税及び復興特別所得税の修正申告書 (別表) FA0047

住所 (事務所、事務所、事務所など) 〇〇市△△町×-××-×	フリガナ コクセイ タロウ	氏名 国税 太郎
○ 修正前の課税額 (単位は円)		
総合課税の所得金額 事業所得① 農業所得② 不動産所得③ 配当所得④ 雑所得⑤ 雑所得⑥ 雑所得⑦ 雑所得⑧ 雑所得⑨ 雑所得⑩ 雑所得⑪ 雑所得⑫ 雑所得⑬ 雑所得⑭ 雑所得⑮ 雑所得⑯ 雑所得⑰ 雑所得⑱ 雑所得⑲ 雑所得⑳ 雑所得㉑ 雑所得㉒ 雑所得㉓ 雑所得㉔ 雑所得㉕ 雑所得㉖ 雑所得㉗ 雑所得㉘ 雑所得㉙ 雑所得㉚ 雑所得㉛ 雑所得㉜ 雑所得㉝ 雑所得㉞ 雑所得㉟ 雑所得㊱ 雑所得㊲ 雑所得㊳ 雑所得㊴ 雑所得㊵ 雑所得㊶ 雑所得㊷ 雑所得㊸ 雑所得㊹ 雑所得㊺ 雑所得㊻ 雑所得㊼ 雑所得㊽ 雑所得㊾ 雑所得㊿	税金の計算 復興特別所得税額 (47) 3011 所得税及び復興特別所得税の額 (48+49) 146411 外国税額控除 (50) 所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額 (51) 171200 所得税及び復興特別所得税の申告納税額 (52) △24789 所得税及び復興特別所得税の予定納税額 (第1期分・第2期分) (53) 所得税及び復興特別所得税の納める税金 (第3期分の税額) (54) 00 所得税及び復興特別所得税の納められる税金 (55) △24789	第五表 平成二十六年分以降降用 修正前の金額を転記
○ 修正申告により増加する税額等 所得税及び復興特別所得税の申告納税額の増加額 (56) 27489 所得税及び復興特別所得税の第3期分の税額の増加額 (57) 27400		
○ 修正申告によって異動した事項 ○ 所得金額に関する事項 所得の種類 収入金額 必要経費 異動の理由		
○ 事業専従者に関する事項 氏名 氏名 異動前 異動前 異動後 異動後		
○ 所得から差し引かれる金額に関する事項 所得控除の種類 所得控除額 異動の理由 配偶者(特別) 110,000円 控除誤り 控除		
○ 税金の計算に関する事項 税額控除等の種類 税額控除額等 異動の理由		
○ 住民税・事業税に関する事項 配当に関する住民税の特例 非居住者の特例 配当割額控除額 株式等譲渡所得割額控除額 寄附金 都道府県 市町村 指定分 市区町村 非課税所得など 損益通算の特例適用前 不動産所得から差し引いた青色申告特別控除額 事業用資産の譲渡損失など 異動の理由		
修正前の金額を転記 申告書第五表控用裏面の「書き方とご注意」参照		

※ 記載例中における社会保険料の金額は、実際の金額とは異なります。